

平成26年度資料デジタル化研修
平成26年10月23日

イントロダクション



国立国会図書館 関西館
電子図書館課 課長補佐 藤原 誠

本講義の内容

- 本研修について
- 当館での資料デジタル化
 - 資料デジタル化の概要
 - 国立国会図書館デジタルコレクション、近代デジタルライブラリー
 - 図書館向けデジタル化資料送信サービス
- 図書館を取り巻く情報環境
 - デジタルコンテンツの流通状況
 - ナショナルアーカイブをめぐる状況
 - オープンデータ化を促進する施策
 - 海外でのオープンデータ化
- 地域資料のデジタル化
 - 地域資料のデジタル化を促進する施策
 - 公共図書館での地域資料デジタル化の状況
 - 地域資料デジタル化の目的・意義
- 当館でのインターネット資料の収集・保存・提供
 - インターネット資料収集保存事業（WARP）
 - オンライン資料収集制度



◎本研修について

研修の趣旨

すでに資料のデジタル化事業を行っている図書館、またはこれから資料のデジタル化事業を行う具体的な計画がある図書館の職員を主な対象に、国立国会図書館での実例を交えつつ、資料のデジタル化事業の進め方およびデジタル化資料の活用についての研修を行います。

研修で目指すこと

- 資料のデジタル化を検討する上で踏まえるべき観点や実務上の留意点、技術などについて理解を深める。
- デジタル化した資料の提供、利活用に当たっての課題を共有し、解決のためのヒントを得る。

これまでの研修

- 平成15～18年度
「資料電子化研修」

- 平成23年度～
「資料デジタル化研修」
 - 平成23年度：基礎編
 - 平成24年度：実践編

事前課題

□ 事前課題1

- 所属機関の資料のデジタル化事業について、事前調査票を提出。
- 研修参加者間で情報共有、「フロアディスカッション」で発表等。

□ 事前課題2

集合研修「平成23年度資料デジタル化研修（基礎編）」を受講、または、事前に遠隔研修教材「資料デジタル化の基礎」のうち、「デジタルアーカイブの企画と事業の流れ」と「デジタル化技術の基礎」を視聴。



研修の構成

- 1日目
- イン트로ダクション（1時間）
 - 図書館を取り巻く情報環境の変化を概観し、図書館にとっての資料デジタル化の意義、目的と、本研修の目指す成果を改めて確認。
- 【講義・演習】資料デジタル化をどう進めるか（2時間）
 - 資料デジタル化の流れを概観するとともに、踏まえておくべき仕様化のポイントや実務上の留意点について解説。
グループに分かれて、資料類型ごとに作業上の留意点や仕様化のポイントに関連した実習を行う。
- 質疑応答（30分）
- 情報交換会（50分）
 - 参加者および講師間の情報交換、意見交換の場（希望者を対象）。
「国立国会図書館デジタルコレクション」への質問なども受付ける。

研修の構成

- 2日目
- 【講義】 デジタル化資料の利活用（1時間）
 - 「国立国会図書館デジタルコレクション」の利活用の状況を中心に、デジタル化資料の利活用方法を紹介。
- 【事例報告】 京都府立総合資料館 福島幸宏氏（50分）
- 【フロアディスカッション1・2】 デジタル化資料に係る課題、課題解決へのヒント（3時間）
 - デジタル化やその成果の提供、利活用について、論点、課題、ヒントとなる事例の紹介を行いながらディスカッションを行う。

研修の目的・ねらい

- 当館での資料デジタル化、デジタル化資料の保存、提供の実績に基づいたノウハウを伝える。
- 先進的な図書館の事例紹介
- 課題の共有・検討
 - 事前調査票を提出
 - デジタルアーカイブの実施・運営状況、概要、アピールポイント、実施・運営における工夫点
 - 各館の課題（対象資料について、システムや技術について、権利処理について、その他）
- 参加者間のコミュニケーション
 - グループでの演習（1日目「資料デジタル化をどう進めるか」）
 - ディスカッション（2日目午後「フロアディスカッション」）
 - 情報交換会（1日目）
 - 懇親会（1日目夜、当館職員を交えて）

事前調査票から

- デジタルアーカイブの実施・運営状況
 - 地域資料をデジタル化したものや自治体の刊行物を収録した地域資料のデジタルアーカイブを運用している/運用する計画がある図書館が多くある。
 - 地域資料のデジタル化、提供が今後も進められていく状況。
- デジタルアーカイブの課題
 - デジタル化対象資料の選定、デジタル化の仕様、利用者が使いやすいインターフェース、デジタル化データの長期保存、著作権処理、デジタル化全般に関する人材、等、様々な課題が挙げられている。



◎当館での資料デジタル化

○資料デジタル化の概要

デジタル化の目的

- 原資料の長期的な保存
 - デジタル化資料を提供することにより、原資料の劣化損傷を防止

（著作権法第31条第2項）

「国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷若しくは汚損を避けるために当該原本に代えて公衆の利用に供するため、又は絶版等資料に係る著作物を次項の規定により自動公衆送信（中略）に用いるため、電磁的記録（中略）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。」



デジタル化の目的

□ 利活用の促進

- 資料閲覧における利便性の向上
- 著作権処理を行ったものはインターネットで提供（いつでもどこからでも利用可能）



保存と利用の両立



資料デジタル化の歩み

平成6年	実証実験によるデジタル化
平成10年	「デジタル貴重書展」で古典籍資料を提供
平成12年	「貴重書画像データベース」で和漢書、錦絵を提供開始
平成13年	明治期刊行図書のデジタル化開始（以後、大正期、昭和前期と続く）
平成14年	「近代デジタルライブラリー」で明治期刊行図書の提供開始（以後、大正期、昭和前期と続く）
平成15年	「児童書デジタルライブラリー」の提供開始
平成21年～22年	補正予算による大規模デジタル化
平成23年	「国立国会図書館デジタル化資料」（平成26年「国立国会図書館デジタルコレクション」に名称変更）で図書、雑誌を提供開始
平成26年	図書館向けデジタル化資料送信サービス開始



デジタル化の方針等

- 資料デジタル化に係る基本方針（平成25年）
 - デジタル化の目的、対象資料、優先順位、方法、体制等の概要
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/policy.html>
- 資料デジタル化基本計画（平成25年）
 - 基本方針記載事項の詳細
- 国立国会図書館資料デジタル化の手引き2011年版
 - 当館所蔵資料デジタル化時の仕様の共通化、技術の標準化
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/guide.html>
- 資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会（平成20年～）

資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization/consult.html>

- 文化審議会「過去の著作物等の利用の円滑化のための方策について（中間総括）」（平成20年5月）
 - 当館が資料デジタル化を推進するにあたっては、「著作権者等の利益を損ね、コンテンツビジネスを阻害することがないよう関係者間で協議が必要である」と指摘。
- 当館と関係者間の協議の場として協議会を設置（平成20年～）
 - 著作権者・出版者団体、大学、図書館など関係の団体や機関をメンバーとする。
- 資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項（平成21年3月）
 - デジタル化の対象、データの管理方針、資料閲覧や複製物の提供方法、デジタル化を実施する際の出版者団体、著作権者団体への事前照会などについて合意。

<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/999566>

○国立国会図書館デジタルコレクション 近代デジタルライブラリー

国立国会図書館デジタルコレクション

<http://dl.ndl.go.jp/>

言語(Language): 日本語 このデータベースについて ヘルプ



National Diet Library Digital Collections
国立国会図書館デジタルコレクション

すべて

検索

[詳細検索](#)

☒ インターネット公開 ☒ 図書館送信資料 ☒ 国立国会図書館内限定

コレクション

一覧

図書

雑誌

古典籍

博士論文

官報

新聞

憲政資料

日本占領関係

プランゲ文庫

歴史的音源

科学映像

電子書籍
電子雑誌

お知らせ

過去のお知らせ

2014-10-09

平成26年9～10月に実施した「著作者情報公開調査」の集計結果を掲載しました。
貴重な情報を提供して頂き、ありがとうございました。ご協力に感謝申し上げます。

2014-10-01

2013年4月以降に学位授与され、当館が電子形態で収集した博士論文を公開しました。許諾が得られた論文はインターネットでも公開しています。

2014-09-12

観世流謡本(大成版)166点のインターネット公開を当面の間停止します。その間、[図書館向けデジタル化資料送信サービス](#)でご利用いただけます。

2014-08-13

「科学技術文献速報」約3,000点を科学技術振興機構(JST)のご協力によりインターネット公開しました。また、著作権処理を完了した図書約120点をインターネット公開しました。[新規公開資料リスト](#) (CSV形式: Shift-JIS)



国立国会図書館

国立国会図書館デジタルコレクション

- 国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧できるサービス
- 約246.5万点を提供、うち48万点がインターネット公開（平成26年10月現在）
- 本文の画像を提供（全文検索はできない）
- 書誌情報に加えて目次情報を入力（目次情報からの検索が可能）



デジタル化資料の提供状況

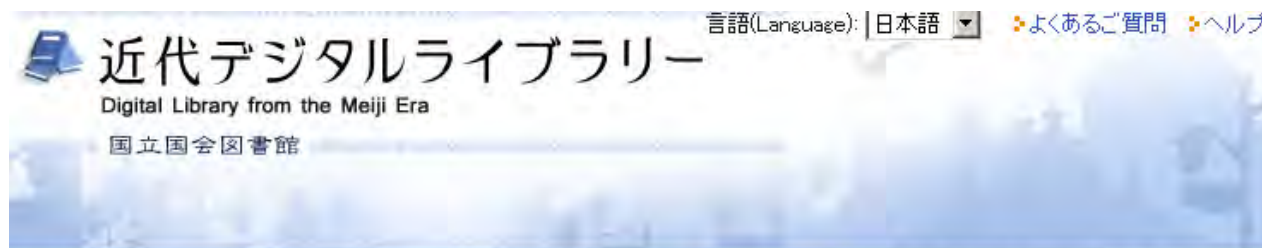
(平成26年10月時点)

資料種別	インターネット公開	館内限定提供	合計
古典籍	7万点	2万点	9万点
図書	35万点	55万点	90万点
雑誌	0.8万点	123万点	123.5万点
新聞	6点	-	6点
歴史的音源	0.1万点	4.8万点	5万点
官報	2万点	-	2万点
博士論文	1.5万点	12.5万点	14万点
憲政資料	140点	-	140点
日本占領関係資料	2万点	0.1万点	2万点
プラング文庫	-	1万点	1万点
科学映像	-	200点	200点
合計	48万点	198.5万点	246.5万点



近代デジタルライブラリー

<http://kindai.ndl.go.jp/>



明治以降に刊行された図書・雑誌のうち、インターネットで閲覧可能なデジタル化資料を公開しています。

お探しの作品、作者、テーマなどを入力してください 検索	▶ テーマ検索 日本十進分類法 (NDC)で検索します	▶ 詳細検索 項目ごとに条件を 指定して検索します
--	---	---

資料あれこれ

近代デジタルライブラリーで提供している本の一部をテーマごとに紹介します。

[資料あれこれへ](#)

お知らせ

2014-09-12

観世流謡本(大成版)166点のインターネット公開を当面の間停止します。その間、[図書館向けデジタル化資料送信サービス](#)でご利用になれます。

他のデジタル化資料

国立国会図書館
デジタルコレクション

- 古典籍資料
- 歴史的音源
- 新聞(石巻日日新聞)
- 官報
- 博士論文

近代デジタルライブラリー

- 当館所蔵の明治期～昭和戦前期に刊行された図書及び雑誌をインターネットで提供するサービス
- 著作権処理を行った上でインターネット提供
- 平成26年10月現在 約36万冊を提供中



○図書館向けデジタル化資料 送信サービス

http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/index.html

デジタル化資料の図書館向け送信

- 知的財産戦略本部による「知的財産推進計画2011」（平成23年6月）において、我が国の知的インフラ整備の観点から、国立国会図書館のデジタルアーカイブの活用推進が謳われる。



- 著作権法が改正され、国立国会図書館がデジタル化したもののうち、市場における入手が困難な出版物（絶版等資料）を図書館に向けて送信することが可能に。
- 平成26年1月から送信開始。



デジタル化資料の図書館向け送信

- これまで当館内でしか利用できなかったデジタル化資料が全国の図書館で利用可能。
- 図書館貸出サービスでは借りられない資料もデジタル化資料として利用可能（和雑誌、古い時代の和図書）。
- 資料の配送にかかる時間や貸出期間などの制約がない。
- 送信を受ける図書館では、自館資料と同様に閲覧・複写サービスを提供可能。



送信対象資料

絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料（著作権法第31条第1項第3号）

⇒ 出版市場に流通している在庫がない

商業的に電子配信されていない

（オンデマンド出版の資料、電子書籍を含む）

資料種別	送信対象資料数
図書	約50万点
古典籍	約2万点
雑誌	約1万タイトル（約67万点）
博士論文	約12万点
計	約131万点



送信先機関

- 送信先機関は、著作権法第31条第1項の適用を受ける図書館等（著作権法施行令第1条の3）規定に合致する機関
 - 公共図書館
 - 大学・高等専門学校図書館
 - 防衛大学校、海上保安大学校等の図書館
 - 国立美術館・博物館等
 - 国立調査研究機関等
 - 文化庁長官指定のある機関：東京商工会議所等
 - 参加館329館（平成26年10月14日現在）
 - 公共図書館175館、大学図書館141館、その他13館
- 参加館一覧
- http://dl.ndl.go.jp/ja/soshin_librarylist.html



◎図書館を取り巻く情報環境

○デジタルコンテンツの流通状況

電子書籍の状況

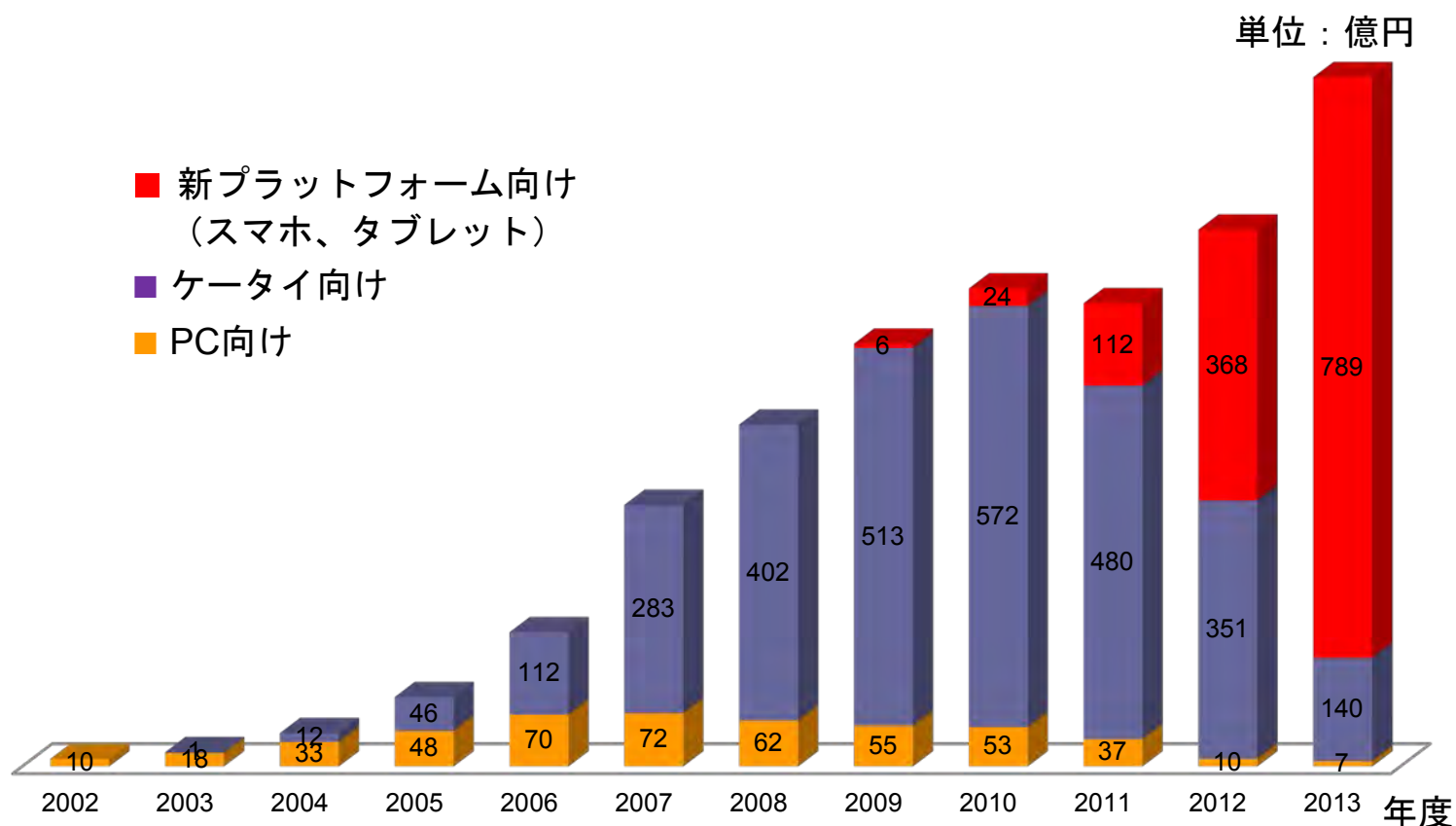
『電子書籍ビジネス調査報告書2014』 インプレス総合研究所（平成26年7月）

<http://www.impressbm.co.jp/news/140624/ebook2014>

- 日本の2013年度の電子書籍市場規模は前年度比28.3%増の936億円、電子雑誌を合わせた電子出版市場は1,000億円超え
- 2018年度には2013年度の約3倍の2,790億円と予測



電子書籍の状況



『電子書籍ビジネス調査報告書2014』インプレス総合研究所
(平成26年7月) による

デジタルのみで流通するコンテンツの増加

- 民間だけでなく、国・地方公共団体の提供する情報も紙の出版から電子版のみの提供に



当館では、インターネットで提供されるこれらの情報・資料を収集・保存

- インターネット資料収集保存事業（WARP）
- オンライン資料収集制度



○ナショナルアーカイブをめぐる 状況

①『e-Japan重点計画』

- 2000年度（平成12年度）からIT戦略本部により策定。
- 図書館によるデジタル化についても記載。

○『e-Japan重点計画2003』

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/ejapan2003/030808honbun.html>

- 日本文化への理解向上を図るため、様々な情報のデジタル化・アーカイブ化及び国内外への発信を推進し、このために必要な技術開発の推進を行う。
- 「デジタルアーカイブ化及び国内外への発信」の項に「デジタルアーカイブ化の推進」について記載。

①『e-Japan重点計画』

○『e-Japan重点計画2003』（続き）

- 2005 年度までに、放送・出版、映画等のコンテンツや、美術館・博物館、図書館等の所蔵品、Web 情報、地域文化、アジア諸国との関係に関わる重要な公文書等について、デジタル化・アーカイブ化を推進し、インターネットを通じて国内外に情報提供が行われるよう必要な措置を講ずる。
- 「行政情報の電子的提供（総務省及び全府省）」についても記載。



①『e-Japan重点計画』

- 2003年にIT戦略本部は「e-Japan」の戦略の練り直しに取り組み、「ユビキタスネットワークの形成」をはじめとする幾つかの指針を新たに追加。
- 2004年に「e-Japan」を改定し、「u-Japan」（ユビキタスネット社会の実現）に改称。
- 情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化（「IT」を「ICT」（情報通信技術）に）。



②『知のデジタルアーカイブ ―社会の知識インフラの拡充に向けて―』総務省（平成24年3月30日）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000167508.pdf

□ 総務省「知のデジタルアーカイブに関する研究会」（平成22年度～）

- 「図書・出版物、公文書、美術品・博物品、歴史資料等公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み（デジタルアーカイブ）の構築による知の地域づくりに向けて、関係者が広く集まり、デジタル情報資源の流通促進に係る課題の整理を行い、デジタルアーカイブ間の相互連携の促進を図ることを目的として」開催。

□ 報告書の構成

- デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン
- 「知のデジタルアーカイブ研究会」提言

②『知のデジタルアーカイブ ―社会の知識インフラの拡充に向けて―』総務省（平成24年3月30日）

- 提言「デジタルアーカイブ推進アクションプラン ―社会の知識インフラの拡充に向けて―」
 - 「中小規模のMLA館では、所蔵資料、特に館固有の所蔵資料の目録が、手書きの台帳、いわば「大福帳（紙の台帳）」による管理によっているところもある。これらの機関も、地域のかげがえのない知的資産を所有しており、それらを地域、国民の共有文化財としての有効活用することの社会的責任がある。」
 - 「社会の知識インフラの拡充に向けて、所蔵資料のデジタル化・デジタルアーカイブ化、それが難しい場合も、所蔵に関する情報を整備、データベース化し、ネットワークで公開することが強く求められる。」
- デジタルアーカイブの促進のための取組の着実な推進を提言。

③『知的財産推進計画』知的財産戦略本部 (平成22年度～)

- 知的財産基本法第23条に基づき政府・知的財産戦略本部が決定する行動計画。
- 平成15年7月8日に最初の計画が決定されて以降、ほぼ1年単位で改訂作業が進められている。

③-1 『知的財産推進計画2010』（平成22年5月）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/2010keikaku.pdf>

- 「コンテンツ強化を核とした成長戦略の推進」における「コンテンツの電子配信を進める」ための具体的な取組として、「非商業分野において国立国会図書館によるデジタル・アーカイブ化の促進や電子納本に向けた環境整備を図る」ことがあげられている。
- 各国の国立図書館等におけるデジタルアーカイブ化の状況について、「各国では、書籍等のデジタルアーカイブ化を国家プロジェクトとして積極的に進めている」と記載。



③-2 『知的財産推進計画2014』（平成26年7月）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2014.pdf>

- 「博物館、美術館、図書館等の収蔵品に係る画像データや関連情報について、インターネットを通じて幅広く入手できるようになってきている」現状を踏まえ、課題を2点あげている。

①アーカイブ利活用の促進に係る課題

- 「デジタルアーカイブについては、情報の量的な拡大とともに、その利活用の取組を活性化させることにより、利用者ニーズが増大し、これが更にデジタルアーカイブの整備と利活用を喚起するといった好循環を創出していくことが必要」

③-2 『知的財産推進計画2014』（平成26年7月）

①アーカイブ利活用の促進に係る課題

□ 具体的な対応策

- 利活用の対象分野についての優先順位付
- 提供可能な情報の充実
- アーカイブ横断的な検索システムやポータルサイトの構築
- 各アーカイブ機関における窓口の整備
- 権利処理契約の円滑化



情報を利用者に届きやすく、また、利用者が活用しやすくするなどの取組を加速することが重要。



③-2 『知的財産推進計画2014』（平成26年7月）

②アーカイブの構築・拡充に向けた課題

- 「文化財、出版物、放送番組の分野のアーカイブの更なる拡充を図るためには、運営に係る体制等の強化が不可欠」
 - アーカイブ構築を担う人財の確保・育成
 - アーカイブシステムを支える基盤技術の開発等

③-2 『知的財産推進計画2014』（平成26年7月）

②アーカイブの構築・拡充に向けた課題（続き）

- デジタルアーカイブ化に当たっては、その保存品質について、超高解像度化の動向を踏まえ、コンテンツの性質や費用対効果の観点から適切に取り組んでいく。
- 「欧米、中国、韓国におけるデジタルアーカイブの取組に比べると日本の取組は力強さに欠けるという指摘がある。」
- 2つの課題に対応するため、必要な予算の確保を含め取組の強化が求められる。



④『著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議』参議院文教科学委員会（平成26年4月24日）

http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/186/f068_042401.pdf

- ナショナルアーカイブに関する著作権制度上の課題への取組の推進について記載。

「ナショナルアーカイブが、図書を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、国立国会図書館を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行うなど取組を推進すること」

⑤『文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議
中間とりまとめ』（平成26年8月27日）

http://www.bunka.go.jp/Chosakuken/singikai/houki/h26_01/pdf/sanko_4.pdf

- 平成26年5月、わが国の文化関係資料のアーカイブに関する現状、課題を踏まえ、中長期的な視点を含めた文化関係資料のアーカイブの取り組みの総合的な推進方策を検討するために文化庁内に設置された会議。
- 8月に本会議の「中間とりまとめ」が確定。今後の文化関係資料のアーカイブの取組の方向性について示す。

⑤『文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議
中間とりまとめ』（平成26年8月27日）

□ 文化関係資料のアーカイブの基本的な考え方

- 文化財をはじめ、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する文化関係資料は、我が国の歴史や文化等の理解のために欠くことのできない貴重な資料であると同時に、将来の文化芸術の発展の基礎を成すものであり、その適切な収集・保存及び活用を図ることは極めて重要である。



⑤『文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議 中間とりまとめ』（平成26年8月27日）

□ 今後の文化関係資料のアーカイブの取組の 方向性

- 美術館・博物館、大学・研究機関、民間施設等における文化関係資料の収集・保存及び資料のデジタル化等の取組を支援
 - 個別分野のアーカイブの構築を推進
- 様々な分野のアーカイブの横断的な利活用の強化
- アーカイブに関わる人材育成、普及啓発等の推進

⑤『文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議
中間とりまとめ』（平成26年8月27日）

- 様々な分野のアーカイブの横断的な利活用を推進するための方策
 - 全国の博物館・美術館、大学・研究機関、民間施設等と連携を進め、組織や分野を超えたアーカイブの利活用を推進するため、
「文化ナショナルアーカイブ（仮称）」を整備することが求められる。

⑤『文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議 中間とりまとめ』（平成26年8月27日）

- 文化ナショナルアーカイブ（仮称）
 - 様々な分野のアーカイブについて共通のプラットフォームを提供。
 - 分野横断的に検索を可能にするシステム。
 - 文化関係資料の価値を高め、新たな文化や情報を生み出す社会基盤。
 - 国が主体的に取り組むことが必要。
 - その構築に当たっては、出版物等のデジタル資料に関するアーカイブを整備している国立国会図書館をはじめ、関係機関のアーカイブとの有機的・効率的な連携を図ることが必要。

⑤『文化関係資料のアーカイブに関する有識者会議
中間とりまとめ』（平成26年8月27日）

- 文化関係資料のアーカイブに関わる人材育成
 - アーカイブの整備と利活用を推進していくためには、それを支える人材の育成と確保が不可欠。

○オープンデータ化を促進する施策

オープンデータ化の促進

- 国や地方自治体といった公的機関の保有する情報を積極的に公開し利活用の促進を図ろうとする政策。世界各国で推進されている。
- 国全体での資料のデジタル化、デジタルデータの公開、公開したデータの二次利用の促進を図るもの。



①『科学技術基本計画』平成23年8月19日 閣議決定

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/19/1293746_02.pdf

- 平成7年11月に公布・施行された科学技術基本法に基づき、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画。
- 今後10年程度を見通した5年間の科学技術政策を具体化するものとして、政府が策定するもの。

①『科学技術基本計画』平成23年8月19日 閣議決定

- 国際水準の研究情報基盤の整備の推進方策の一つとして、
 - 国は、大学や公的研究機関における機関リポジトリの構築を推進。
 - 論文、観測、実験データ等の教育研究成果の電子化による体系的収集、保存、オープンアクセスを促進。
 - 学協会が刊行する論文誌の電子化の推進。
 - 国立国会図書館や大学図書館が保有する人文社会科学も含めた文献、資料の電子化及びオープンアクセスを推進。



②『電子行政オープンデータ戦略』 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定（平成24年7月4日）

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/120704_siryou2.pdf

- 「電子行政オープンデータ戦略」
 - 公共データの活用促進のための基本戦略として策定。
 - 公共データは国民共有の財産であるという認識の下、公共データの活用を促進するための取組に速やかに着手し、それを広く展開する。
 - それにより国民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、我が国の社会経済全体発展に寄与することが重要。

②『電子行政オープンデータ戦略』 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決 定（平成24年7月4日）

- 取組対象とする公共データ
 - 政府が保有するデータについて率先し取組を推進。
 - 独立行政法人、地方公共団体、公益企業等の取組に波及させる。
- 民間、地方公共団体等との連携
 - 地方公共団体の保有する国民に身近な公共データの提供を主体的かつ積極的に進める。



- 国民がオープンデータに係るメリットを実感する機会の提供。
- 地方公共団体等の業務の効率化、高度化を図る。

②『電子行政オープンデータ戦略』 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決 定（平成24年7月4日）

- 地方公共団体のオープンデータ化についても言及。
- 各府省のオープンデータを一元的に検索・アクセスするためのサイトとして「データカタログサイト DATA.GO.JP」を提供。

③総務省ICT成長戦略会議『ICT成長戦略 ～ICTによる経済成長と国際社会への貢献～』（平成25年6月）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000236560.pdf

□ 背景・目的

- ICTの活用が経済成長のための重要な鍵となっている。
- グローバル展開を視野に入れつつ、ICTを日本経済の成長と国際社会への貢献の切り札として活用する方策等を様々な角度から検討する。

③総務省ICT成長戦略会議『ICT成長戦略 ～ICTによる経済成長と国際社会への貢献～』（平成25年6月）

- 主として国が実施すべき環境整備
 - 公共データの民間開放（オープンデータ）
 - ビッグデータの活用推進
 - データフォーマットの統一等、データのオープン化に向けた環境整備



- 2015年度（平成27年度）末には、他の先進国と同水準の公開内容を実現。

④総務省による委託調査『地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究報告書』野村総合研究所 (平成26年3月)

http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/linkdata/h26_07_houkou.pdf

□ 背景・目的

- 地域におけるICT利活用による課題解決の実態を把握。
- 地方公共団体によるICTシステムの導入・利用について調査。

□ 調査対象

- 全国地方自治体（都道府県、市、特別区、町、村）1,789団体（有効回収率 41.0%）
- 地域ICT管掌部門、関係部門（企画、防災など）が回答。

④総務省による委託調査『地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究報告書』野村総合研究所 (平成26年3月)

- 調査結果（地方公共団体におけるオープンデータへの動向）
- オープンデータへの取り組み
 - 前年度調査（平成25年3月）との比較
 - 「関心はなく、取組も行っていない」が大きく減少。
 - 「関心があり情報収集段階である」、「取組を進める方向で、具体的に検討している」、「すでに取組を推進している」が増加。
 - オープンデータに関する理解と取組が進展。
 - 都道府県において取組の推進度合いが高く、市・特別区、町村と小規模になるにつれ、低くなっている。

④総務省による委託調査『地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究報告書』野村総合研究所 (平成26年3月)

□ オープンデータの内容

■ 提供中のデータとして多いもの

- 各種調査・統計データ、行政サービス・市民サービス分野の各種情報、防災分野の各種情報、各種公共施設情報（所在地・利用案内など）

■ オープンデータとして提供を検討中のデータ

- 各種調査・統計データがトップ（現在提供中のデータと同様）
- 防災分野、観光分野、地図・地形・地質情報などの情報が上位にあることが特徴的

⑤ 『政府のデータカタログサイト DATA.GO.JP』

<http://www.data.go.jp/>

- 政府は、公的機関が保有するデータを民間企業等が編集・加工しやすい形で公開する「オープンデータ」の取組を推進。
- 取組の一つの柱として、各府省庁が公開する公共データの横断的検索を可能とするデータカタログサイトを提供。
- 平成25年12月から試行版の運用開始
平成26年10月1日から本格運用開始。
- 本格版では、試行版の機能に加え、トップページへの検索窓の追加や、複数の検索ワードによる検索の精度の向上などのユーザーインターフェ이스の改善等を実施。



⑤ 『政府のデータカタログサイト DATA.GO.JP』

□ 目的

- 公共データを広く公開することにより、国民生活の向上、企業活動の活性化等を通じ、我が国の社会経済の発展に寄与する観点から、機械判読に適したデータ形式を、営利目的も含めた二次利用が可能な利用ルールで公開。

□ 提供情報

- 予算・決算・調達情報、白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報
 - 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）が平成25年6月に決定した「電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ」の中での重点分野に対応

○海外でのオープンデータ化

『Open Data Strategy（オープンデータ戦略）』 European Commission（欧州委員会） （2011年12月）

http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-11-891_en.htm?locale=en

- 欧州連合によるオープンデータへの取組を定義した戦略。
- オープンデータの対象となる公共データは、EU内の公的機関によって作成、収集、あるいは対価を支払った全ての情報。地理データ、統計、気象データ、公的資金による研究プロジェクト、図書館において電子化された図書を含む。

海外での方向性

- オープンデータの対象は、デジタル化した図書館資料を含む、文化資源全体に拡大される方向
 - Europeana（EU全域のデジタル文化資源の提供）
- 米国においても同様の動き
 - 「オープンデータアクションプラン」（2014年5月公表）
 - スミソニアン機構の保有する所蔵品データのオープンデータ化

海外での方向性

- 海外の政策枠組みでは、オープンデータ政策と文化資源デジタルアーカイブの促進が融合の方向。
- 所蔵作品データのオープンデータ化により、既存の文化資源がデジタル環境の中で新たな価値創出をもたらす。



『G8オープンデータ憲章』 G8サミット (2013年)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/dai4/sankou8.pdf>

- G8サミットにおけるオープンデータに関する合意事項。
- オープンデータが、市民のニーズにより合致し繁栄のためのイノベーションと成功を起こす、より強く、より強固に結びついた社会を構築することを促す大きな可能性を持つ未開発の資源であることに合意。
- G8各国政府によって提供されるデータへのアクセス、公表、再利用のための基盤となる原則について合意。
- この原則を履行するための行動計画を各国で策定し、2014年の次回会合での進捗状況を評価。
- オープンデータの利益を全ての国の市民によって享受されるべく、本憲章が、他の国等においても検討されるよう提案。



オープンデータと著作権

- オープンデータ推進のためには、著作権処理が課題。
- オープンデータ政策の一環として、著作権処理の簡素化等の対応が必要。
 - ⇒ 「ナショナルアーカイブをめぐる状況」
 - 著作権保護期間、孤児著作物の利用、二次利用の条件の明示（Creative Commons、Open Data Commons（ODC））

「京都府立総合資料館の東寺百合文書WEB」

<http://hyakugo.kyoto.jp/>



画像データにCreative CommonsのCC BY（出典等の表示を二次利用の条件とする）が適用されており、自由に利用・改変が可能。

- 公開した情報・資料の利用、二次利用、再配布を含めて、公開時に考慮する必要。

◎地域資料のデジタル化

○地域資料のデジタル化を促進 する施策

①図書館法第3条の1

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（中略）を収集し、一般公衆の利用に供すること。



②『図書館の情報化の必要性とその推進方策について 一地域の情報化推進拠点として―（報告）』生涯学習審議会社会教育分科会計画部会図書館専門委員会（平成10年10月）

- 「地域電子図書館構想」の提唱。
- 「古い歴史的文書・地図・写真・手稿などの資料」について、教育利用の観点から体系的に電子化し、活用していくことが期待される。
- 「地域の生活にかかわる各種の新しい情報」についても、デジタル化が望まれる。

③『2005年の図書館像 ―地域電子図書館の実現に向けて―
（報告）』文部省地域電子図書館構想検討協力者会議（平成12年12月）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/005/tou shin/001260.htm

- 「地域電子図書館構想」を更に具体化。
- 公立図書館での資料デジタル化の優先順位付け
（情報の蓄積と公平な提供、文化の振興・保存などの観点から）
 - (1) 当該図書館にしか所蔵されておらず、現状のままでは消失の危険性のある資料
 - 劣化、消失の危険性のある貴重書等
 - (2) 当該自治体に固有の情報を扱っており、消失の危険性のある資料
 - 行政資料のうち、長期的な保存対象でないもの

③『2005年の図書館像 ―地域電子図書館の実現に向けて―
(報告)』文部省地域電子図書館構想検討協力者会議（平成12年12月）

(3) 当該図書館に所蔵されている資料のうち、当該自治体に固有の情報を扱っている著作権の消滅した資料

- 地域の古文書・古地図等

(4) 当該図書館に所蔵されている資料のうち、著作権の消滅した資料

- 貴重書、郷土作家の作品等

(5) インターネット上で発信されている情報のうち、消失が考えられるもの

- 地域に関する報告書等、地域で発行されているメールマガジン等

④『地域の情報ハブとしての図書館 ―課題解決型の図書館を目指して―』文部科学省 図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会（平成17年1月28日）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/05091401.htm

- 「課題解決型公共図書館」における情報提供イメージを実現するための課題項目
 - ビジネス支援
 - 行政情報提供
 - 医療関連情報提供
 - 法務関連情報提供
 - 学校教育支援・子育て支援
 - 地域情報提供・地域文化発信
- 上記課題について、その解決とイメージの実現に向けての調査の実施と提言。

④『地域の情報ハブとしての図書館 ―課題解決型の図書館を目指して―』文部科学省 図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会（平成17年1月28日）

- 地域において必要な情報基盤整備のための取組
 - 資料目録の総合的なデータベース化
 - レファレンス事例の共有
 - 地域資料のアーカイブ化
 - 利用者のアクセス確保のための情報基盤の整備

⑤『これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして』これからの図書館の在り方検討協力者会議（平成18年3月）

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06032701.htm

文部科学省HPの「図書館の振興」の「提言等」のページの当該文書には、「国会図書館アーカイブページへリンク」と記載されており、WARPで収集・提供しているページへのリンクがはられている。

- 文部科学省生涯学習局に設置された会議が、これからの新しい公立図書館政策を進めるのに役に立つ提言をまとめたもの。

⑤『これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして』これからの図書館の在り方検討協力者会議（平成18年3月）

□ これからの図書館サービスに求められる新たな視点

■ 多様な資料の提供

- 郷土史、地域文化など地域に関する資料を作成し、出版する役割を担う。
- 地域資料を電子化して保存し、デジタル・アーカイブ機能の一環として広範囲に利用できるよう情報発信する。

⑤『これからの図書館像：地域を支える情報拠点をめざして』これからの図書館の在り方検討協力者会議（平成18年3月）

- 「公立図書館の新しい任務として、当該地域を単位とした資料や情報の収集と提供体制を確立することが重要。」
 - 資料や情報の発生源が自らの地域にあり、そうした地域的な資料・情報を求める人が地域にいることを改めて評価。
 - それに合わせた提供体制をとる必要性を確認。



⑥『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』平成24年 12月19日文部科学省告示第172号

http://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282451.htm

「第二 公立図書館 一 市町村立図書館 2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。」



⑥『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』平成24年
12月19日文部科学省告示第172号

「二 都道府県立図書館 1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること」

震災による記録（地域資料）保存意識の高まり

平成7年の阪神・淡路大震災
平成23年の東日本大震災



地域住民、図書館職員等の地域の記録
（資料）の保存意識の高まり

震災アーカイブ



○公共図書館での地域資料 デジタル化の状況

①『公立図書館における電子図書館のサービスと課題に関する実態調査報告書』全国公共図書館協議会

2001年度（2002年3月）

<http://www.library.metro.tokyo.jp/Portals/0/15/pdf/allchap.pdf>

2002年度（2003年3月）

<http://www.library.metro.tokyo.jp/Portals/0/15/pdf/chapt99.pdf>

- 文部科学省の補助金を受けて、全国公共図書館協議会が、2001（平成13）年度～2002（平成14）年度に「公立図書館における電子図書館のサービスと課題」について調査・研究を実施。
- 調査目的
 - IT革命の時代に対応できる公立図書館のサービス体制整備に寄与すること。

①『公立図書館における電子図書館のサービスと課題に関する実態調査報告書』全国公共図書館協議会

□ 2001年度

- 全国の公立図書館の中心館について、「公立図書館における電子図書館のサービスと課題に関する実態調査」を実施。
- 調査票配布数1,699館、回答数1,660館、回収率97.7%

□ 2002年度

- 前年度の調査をもとに外部の専門家による分析とともに提言を受ける。
- あわせて公共図書館の事例19件と公共図書館以外の館種の図書館事例5件を収録。



①『公立図書館における電子図書館のサービスと課題に関する実態調査報告書』全国公共図書館協議会

- 全国の公立図書館における電子図書館化の基礎資料として役立てることを目的。
- 回答館1,660（対象は各自治体の中心館）のうち
 - 所蔵資料のデジタル化を実施
86館（都道府県立20館、市区町村立66館）
 - インターネットで公開
38館（都道府県立14館、市区町村立24館）
- デジタル化された資料の多く(60自治体)は、古文書など著作権のない資料。

②『地域資料に関する調査研究』（図書館調査研究レポートNo.9）国立国会図書館（平成20年3月）

<http://current.ndl.go.jp/report/no9>

□ 調査目的

「地域資料が、地域の図書館を中心とした資料収集保存提供機関においてどのように扱われているかについて明らかにするために、日本で最初の全国調査を行った。」

「本調査では、（中略）郷土資料と地方行政資料を合わせた概念として「地域資料」という概念を用いる。」

※郷土資料＝地域に関わる歴史的資料を中心とした資料群
地域資料＝郷土資料に加え、地域で日々生産されている現代の資料をあわせた資料群



②『地域資料に関する調査研究』（図書館調査研究レポートNo.9）国立国会図書館（平成20年3月）

□ 調査方法

- アンケート調査
- 一部の図書館等にヒアリング調査

□ 調査対象

- 全国の公立図書館 637館
- 図書館類縁機関（文書館、行政情報センター、博物館等） 192館
- 秋田、沖縄、滋賀の各県の県立図書館等
合計16館を対象にヒアリング調査



②『地域資料に関する調査研究』（図書館調査研究レポートNo.9）国立国会図書館（平成20年3月）

□ まとめ

- 公立図書館を中心に、図書館が所蔵する地域資料に基づいたサービスを展開する動き。
- 図書館が地域における情報拠点として、その地域を単位とした資料や情報の収集、提供、インターネット発信を行っていかこうとする動きへの連なり。
- 図書館は全国の都道府県や市ではほぼ全数、町村でも半数の自治体に設置されており、図書館が地域資料サービスの担い手として位置づけられることを確認。



③平成26年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会に係る事前アンケート結果

□ 対象

- 都道府県立及び政令指定都市立図書館 76館
(回答率：100%)

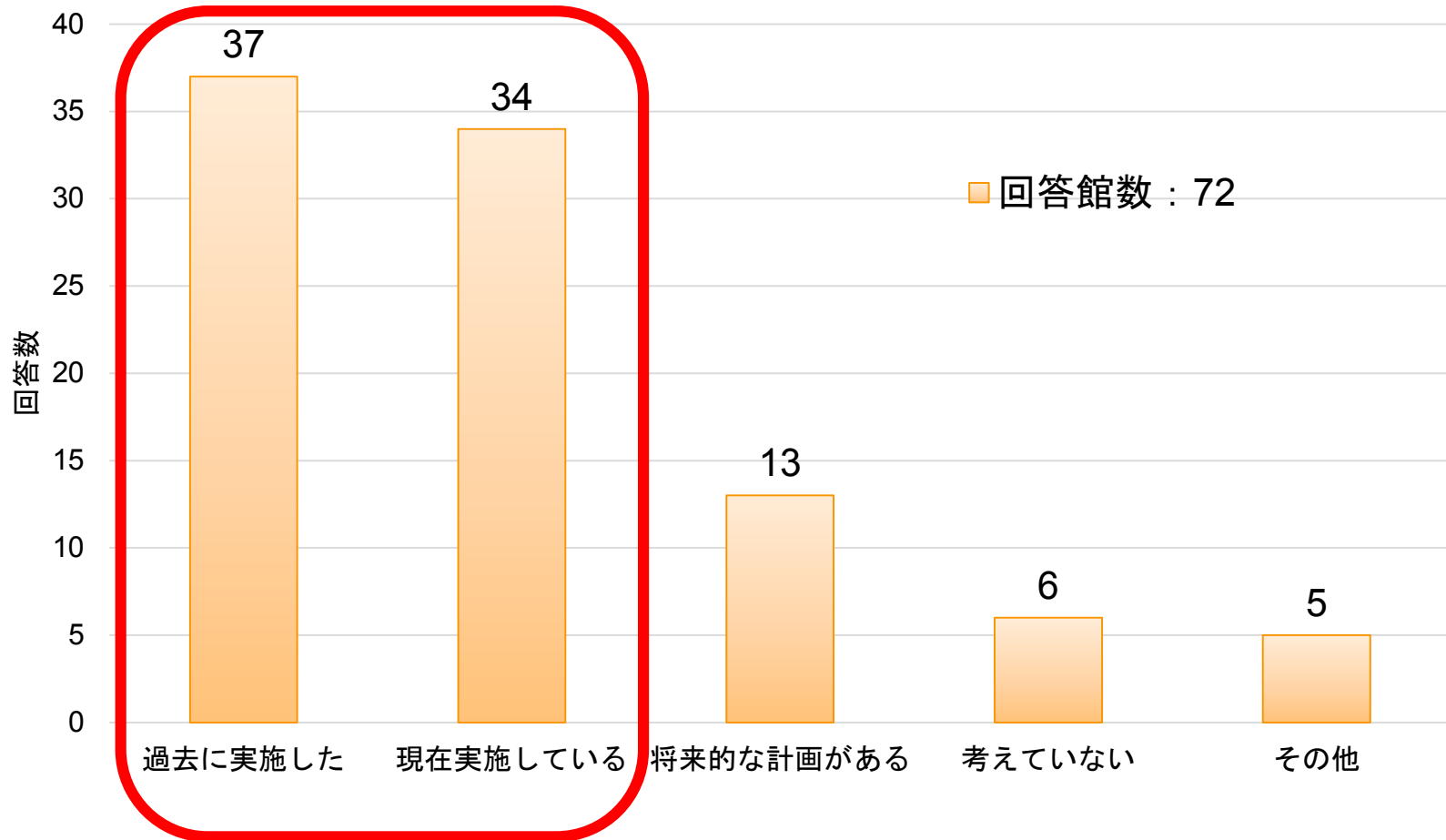
□ 地域資料に関するデジタル化事業実施状況（複数回答可）

- 過去に実施 37館（51.4%）
- 現在実施中 34館（47.2%）
- 計画あり 13館（18.1%）

□ デジタル化事業・計画について

- 事業・計画について記入 63館（90%）
- ほとんどの館に地域資料のデジタル化事業に関する経験あり。

③平成26年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会に係る事前アンケート結果



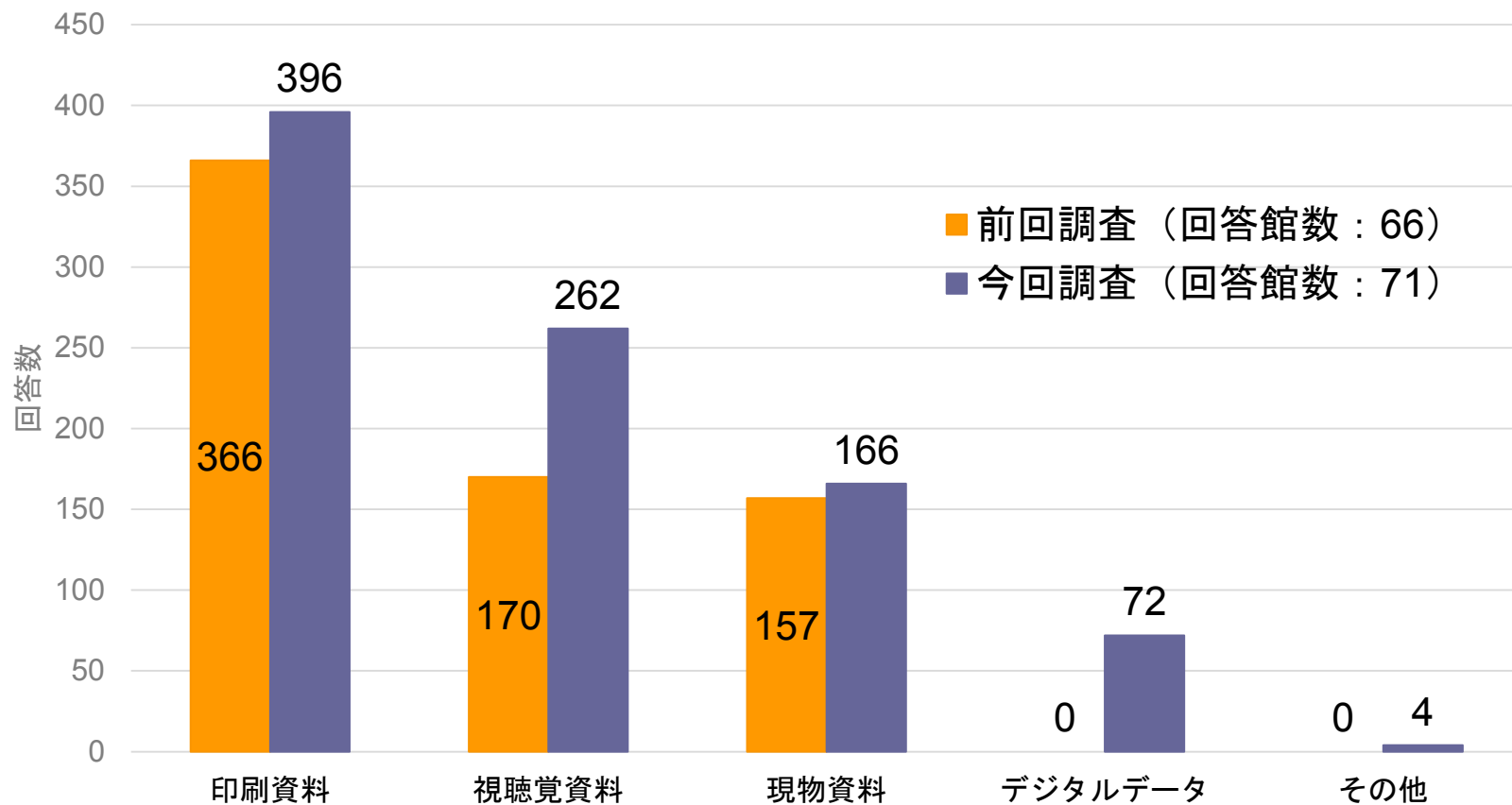
③平成26年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会に係る事前アンケート結果

□ 地域資料の収集対象：主な資料種別

(回答館数 前回：66、今回：71、複数回答可)

- 印刷資料 366件 ⇒ 396件
- デジタルデータ 0件 ⇒ 72件
- 印刷資料は微増、デジタルデータを収集する館が出現。

③平成26年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会に係る事前アンケート結果



③平成26年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会に係る事前アンケート結果

- 公共図書館における地域資料サービスの全体傾向
 - 地域資料サービスの窓口の拡大
 - 人員、カウンター、ウェブサイト
 - 大部分の館で地域資料のデジタル化事業に関する経験あり。
 - 印刷物等の紙媒体だけでなく、デジタルデータもあわせて収集・保存・提供を開始。
 - デジタル化技術や著作権、出版等の情報についての共有・研修に対する要望。

④平成22年度『公共図書館におけるデジタルアーカイブ事業の優良事例調査』 国立国会図書館

<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/kokyo.html#a01>

□ 調査対象

公共図書館の事例 20件

（県立12件、市立 5件、町立2件、村立1件）

自治体事業の事例 3件

□ 調査内容

デジタルアーカイブ事業の経緯、日々の運営業務とその課題、今後の展望をヒアリング。

□ 調査結果

■ デジタル化対象コンテンツ

- 地域に関する貴重資料（古文書、古地図等）や静止画資料（絵葉書、写真等）が多数。

■ 紙資料以外のコンテンツの提供

- 民話の語り（音声）、祭や伝統芸能の動画、地域住民が撮影した写真や動画



④平成22年度『公共図書館におけるデジタルアーカイブ事業の優良事例調査』 国立国会図書館

- デジタルアーカイブ構築の意義
- 原資料の保存と利用
 - 利用による原資料劣化の防止、来館せずに資料を閲覧できる利便性
- 地域内の無形文化資源の記録、発信
 - 地域の中で失われつつある無形文化財の音声・動画等によりデジタル化して保存・提供
- 地域内に散在しているデジタル情報の収集
 - 館所蔵資料だけでなく、地域内の様々な機関（博物館、大学等）と連携してコンテンツを収集し、統合的に提供



⑤総務省による委託調査『地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究 報告書概要版 アンケート調査結果』野村総合研究所（平成25年3月）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000243907.pdf

- 国民に対する生涯学習機会の地域におけるICT利活用の推進状況の把握等のため地方自治体（市区町村及び都道府県）あてにアンケート調査を実施。
- 調査対象
 - 全国地方自治体（都道府県、市、特別区、町、村） 1,789
 - 地域ICT管掌部門、関係部門（企画・防災など）が回答。
- 有効回収数 895件 （有効回収率） 50.0%
 - 都道府県 34 市・特別区 455 町村 406

⑤総務省による委託調査『地域におけるICT利活用の現状等に関する調査研究 報告書概要版 アンケート調査結果』野村総合研究所（平成25年3月）

□ デジタルアーカイブ実施の課題

- 未実施自治体・実施自治体ともに
 - 予算がない
 - 人員がない
- 実施自治体では
 - 著作権処理が困難
- 未実施自治体では
 - 実地的なノウハウがない

○地域資料デジタル化の目的・意義

地域資料サービスの目的

- 歴史記録としての保存
- 住民の活動・運動のための情報提供
- 行政運営のための情報提供

資料デジタル化の意義

- 図書館が所蔵資料をデジタル化してインターネットを通じて公開することの意義①
- 長期保存
 - デジタル化資料の利用による原資料の保存
 - 劣化することのない情報形態による長期保存。
- サービスの拡大
 - 空間的・時間的制約を超えて、資料を必要とする利用者に提供可能。



「原資料の長期的な保存」と「利活用の促進」
の両立



資料デジタル化の意義

- 図書館が所蔵資料をデジタル化してインターネットを通じて公開することの意義②
- 資料の統合的な扱い
 - 様々な媒体からなる資料をデジタル化により統合的に扱うことが可能。
- 多様な利用の実現
 - テキスト化による全文検索、二次利用等、デジタルデータの特性を生かした新たな資料利用方法の実現。

資料デジタル化の意義

- 特に地域資料について、デジタル化してインターネットで公開することの意義
- 地域の住民だけでなく、社会全体の利用者に向けての提供サービスを実施可能。
- 市場で流通していない多様な資料の提供が可能。
- 多様な媒体・形態の地域資料を統合的に提供することが可能。
 - 図書、雑誌、古典籍、古文書、古地図、音声、動画

公共図書館での地域資料デジタル化の課題

- 地域資料を収集・提供サービスが公共図書館の責務の一つである。
- 住民の地域に対する意識の高まり。
- 図書館の課題
 - 予算
 - 人員
 - 著作権処理
 - ノウハウ ほか

当館も含めた課題への対応案

- 当館が実施する研修等の活用
 - 遠隔研修
 - 集合研修
 - 講師派遣
- ノウハウや情報の共有できるシステム
- デジタル資源の共有、当館のデジタル資源の活用
 - 国立国会図書館デジタルコレクション、インターネット資料収集保存事業（WARP）等のコンテンツの利活用
 - 図書館向けデジタル化資料送信サービスへの参加

◎当館でのインターネット資料の
収集・保存・提供

○インターネット資料収集保存事業 (WARP)

インターネット資料収集保存事業（WARP）

<http://warp.da.ndl.go.jp/>



国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業

[よくあるご質問](#) [ヘルプ](#) [English](#)

キーワード検索

キーワードを入力 [詳細検索](#)

コレクション検索

 国機関  自治体  法人・機構  大学  イベント  電子雑誌  その他

◆ 新着情報

2013年6月5日
2013年5月の月間アクセスランキングを掲載しました。

2013年6月3日
今月の特集(2013年6月)「国土交通省ウェブサイトはなぜ大きい？」を掲載しました。

[もっと見る](#)

◆ おすすめコンテンツ

 [ウェブアーカイブのしくみ](#)

 [世界のウェブアーカイブ](#)

 [特色あるコレクション](#)

◆ 月間アクセスランキング

1位	国会事故調 (2012年10月25日)	234521
2位	財務省 (2010年6月1日)	153735
3位	国土交通省 (2009年2月17日)	139904
4位	経済産業省 (2009年7月17日)	83243
5位	総務省 (2009年1月13日)	80681

[もっと見る](#)

[ページの先頭へ](#)

◆ 今月の特集

デザインが大きく変わったウェブサイトを紹介します。



2002年8月29日の
国立国会図書館



2013年3月4日の
国立国会図書館

[もっと見る](#)

[国立国会図書館 ホーム](#) [WARPについて](#) [サイトポリシー](#) [お問い合わせ](#)

インターネット資料収集保存事業（WARP）

- ウェブサイトの収集・保存・提供
- 国の機関、地方自治体、独立行政法人、国公立大学等の日本の公的機関のウェブサイトを網羅的に収集（制度に基づく収集）
- 私立大学、国際的・文化的イベントも収集（許諾に基づく収集）
- ウェブサイト管理者から許諾を得られたものはインターネットで提供
- 平成26年10月現在、約7,600タイトルを提供



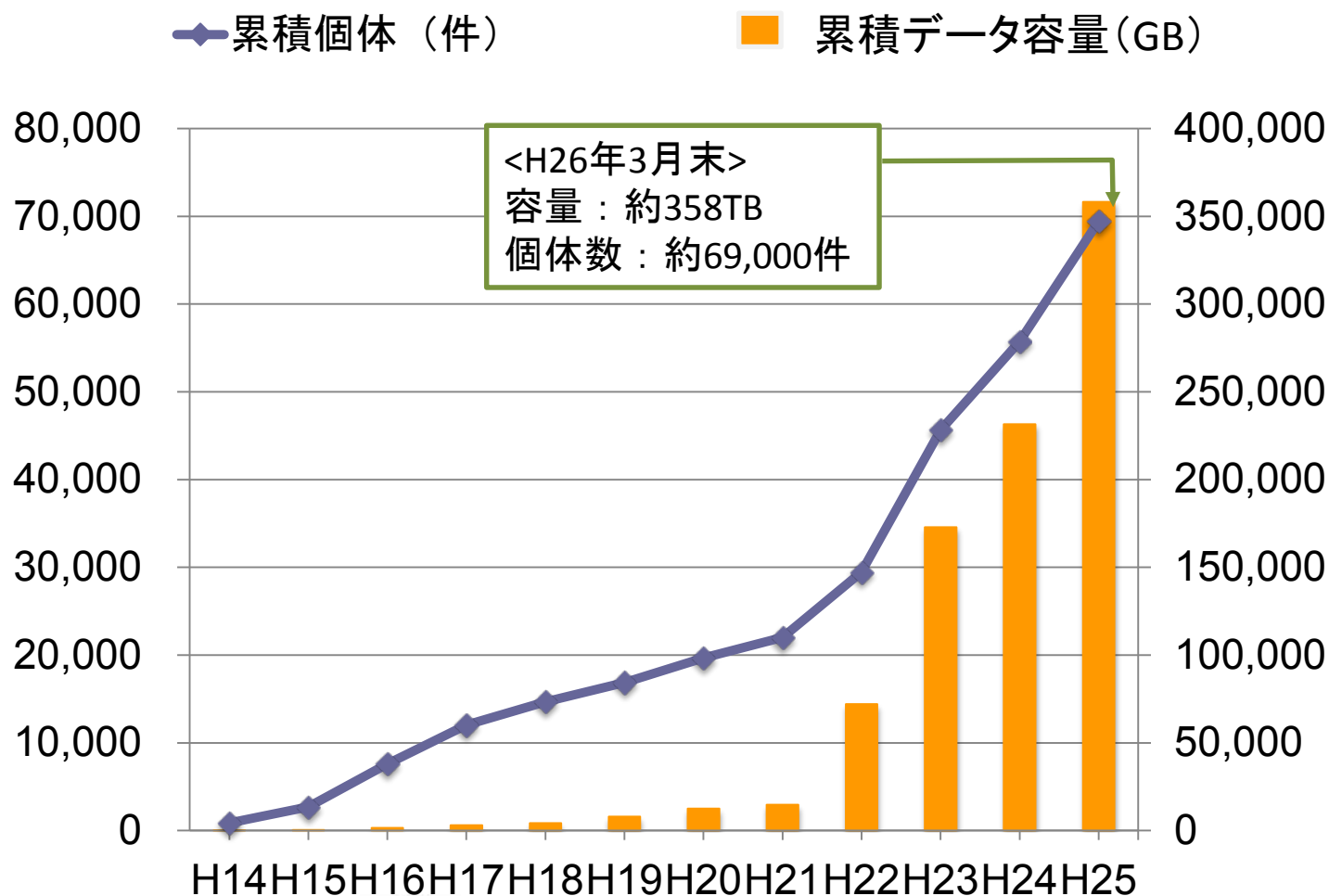
WARPの目的

- ウェブサイトは更新されやすく、サイト自体が消滅してしまうこともある。
- 従来、紙媒体で出版されてきた資料が、ウェブサイト上だけで公開されることが増加。
- インターネット上にしかない情報が増加。

これらが消えてしまった後にもアクセスできるよう、ウェブサイトを収集して保存。



WARPで収集したデータ量



WARPで収集している地域資料

- WARPで収集している地域に関する情報
- 都道府県、政令指定都市、市町村など地方公共団体のウェブサイト
- 市町村合併される前の地方公共団体（法定合併協議会を含む）のウェブサイト
- 地域の各種団体のウェブサイト
- 地域のイベントのウェブサイト
 - お祭り、映画祭、音楽祭、芸術祭、展示会、スポーツ関係の大会など

ウェブサイトに掲載されている行政資料等
（都道府県の公報等）もあわせて収集



WARPで収集している地域資料

□ 「消えた市町村サイト」

http://warp.da.ndl.go.jp/contents/recommend/collection/disap_localgov.html

- 平成11年から平成22年にかけての「平成の大合併」によりインターネットから消失した約1,500の市町村サイトと合併協議会のサイトを保存。
- 都道府県別の一覧リストから利用可能。

WARPで収集している地域資料

□ 「都道府県公報」

http://warp.da.ndl.go.jp/contents/recommend/collection/pref_gazette.html

- WARPで収集した都道府県公報ページへのリンクとWARPから切り出した都道府県公報ファイル一覧へのリンク。
- 都道府県公報をウェブサイトに掲載された状態のままで保存。
- 「国立国会図書館デジタルコレクション」（電子書籍・電子雑誌）では、それらを巻号ごとに整理して保存。



WARPからの著作物ファイルの切り出し

- WARPで収集・保存したウェブサイトから図書・雑誌に相当する資料（白書、都道府県公報、年鑑、報告書、紀要、広報誌、雑誌論文など）のファイルを取り出してメタデータを付与。
- オンライン資料収集制度により収集した資料とあわせて、「国立国会図書館デジタルコレクション」（電子書籍・電子雑誌）として提供。
- 紙媒体からデジタル化した資料との一元的な検索・利用が可能。有体物・無体物の連続性の確保。

国立国会図書館デジタルコレクション
（電子書籍・電子雑誌）

<http://dl.ndl.go.jp/#internet>



○オンライン資料収集制度

オンライン資料収集制度

- 「オンライン資料」
 - インターネットで公開されている資料のうち
図書又は逐次刊行物に相当するもの
(電子書籍、電子雑誌)

- 国立国会図書館法の改正により、平成25年7月から、私人（民間）が発行（公開）したオンライン資料の発行者には納入義務が発生
<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/online/index.html>

オンライン資料収集制度の経緯

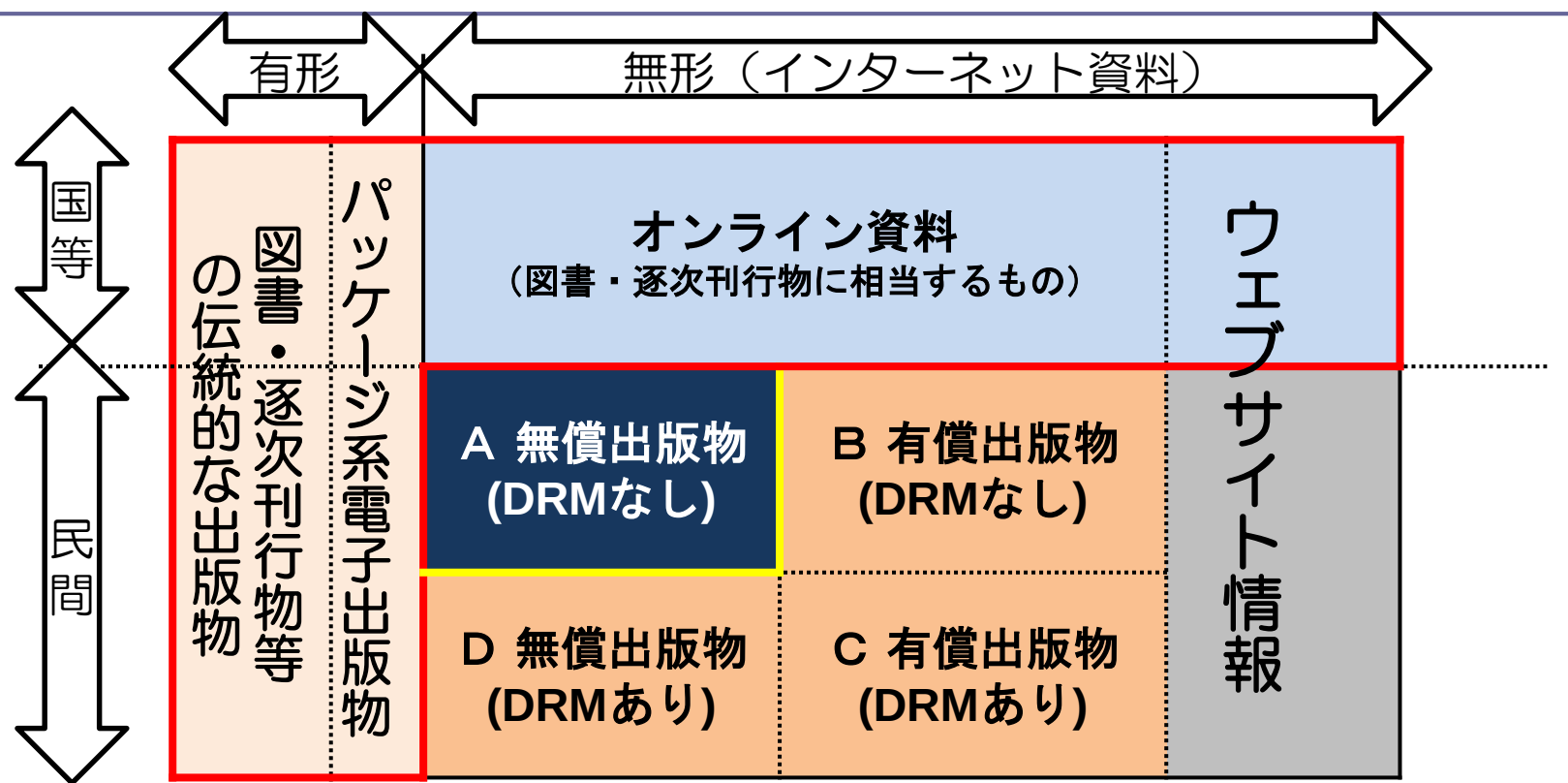
- 図書館にとって重要な資料が続々と電子版に切り替わり、オンライン資料（電子書籍・電子雑誌）も広く社会に普及し始めている。
- これらを網羅的に収集するため、民間ウェブサイトに含まれるオンライン資料に絞って法制度化を進めてきた。



納入義務対象資料

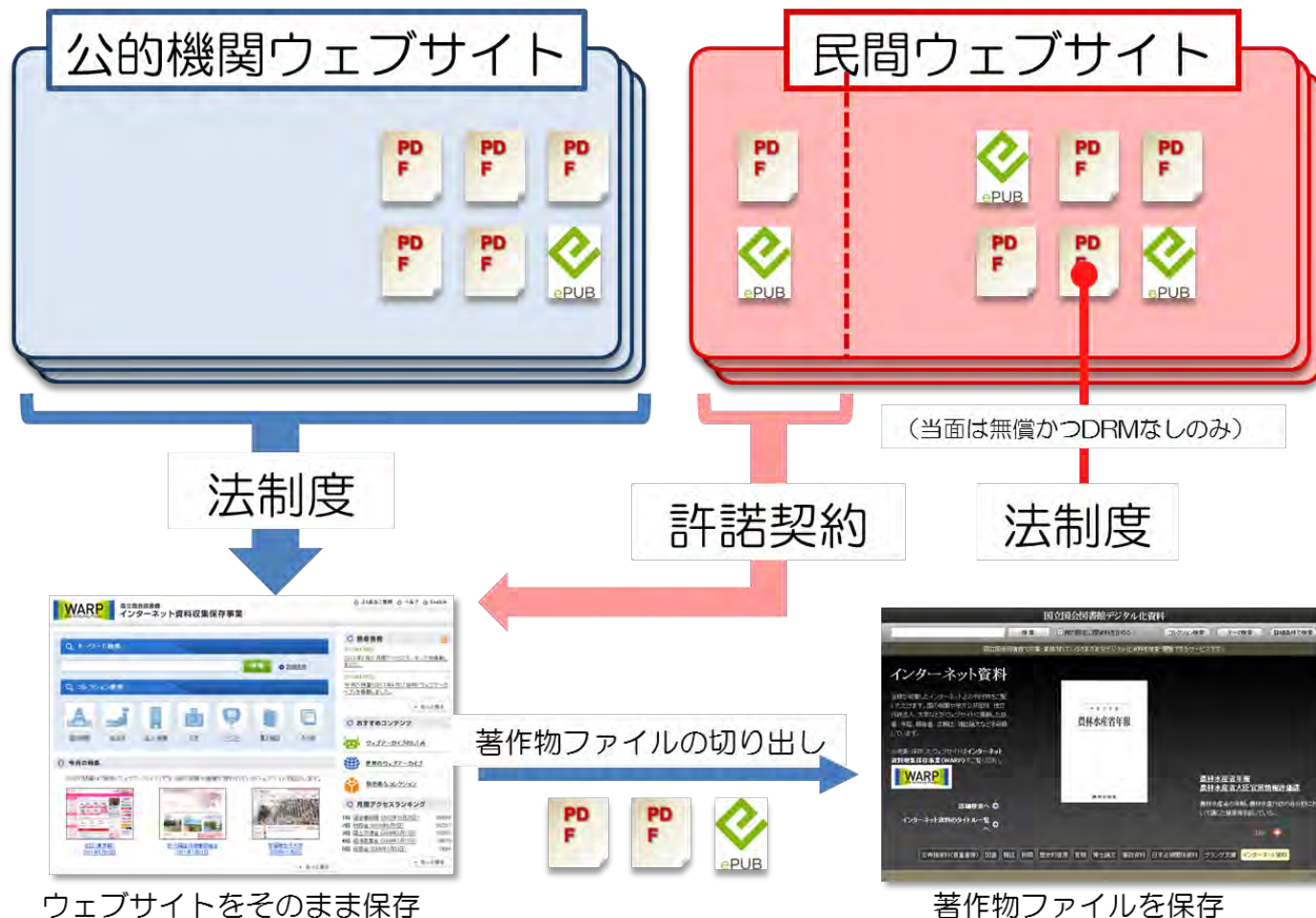
- インターネット等により出版（公開）される電子情報で、図書又は逐次刊行物に相当する資料
 - 年鑑、要覧、機関誌、調査報告書、事業報告書、学術論文、紀要、技報、ニュースレター等
- 具体的には次のいずれかに該当する資料
 - 特定のコード（ISBN、ISSN、DOI）が付与
 - 特定のフォーマット（PDF、EPUB、DAISY）
- 平成25年7月以降に出版（公開）した民間オンライン資料のうち、無償かつDRM（技術的制限手段）のないもの

納入義務対象資料



- = 納本制度（館法24条、24条の2、25条）に基づく収集
 - = インターネット資料収集保存事業（館法25条の3）に基づく収集
 - = 今回の収集の対象となるオンライン資料（館法25条の4）
- } 既存の収集範囲

ウェブコンテンツの収集・組織化モデル



インターネット資料・オンライン資料の公共図書館での利活用

- 公共図書館と当館によるデジタル時代の地域資料の協同活用
- インターネット上で刊行される地域資料の増加。
- インターネット上の地域資料の収集・保存・提供における公共図書館と当館の連携。
- 地方公共団体を含む公的機関のウェブサイトを収集・提供するWARPの利活用。
- 公共図書館と当館の連携方法については今後の検討課題。



ご清聴ありがとうございました。